

令和2年松前町条例第30号

松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和2年12月28日

松前町長 岡本 靖

松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例及び松前町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例（松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 松前町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年松前町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第2条、第3条関係）					別表（第2条、第3条関係）				
機関名	職名	報酬額		旅費	機関名	職名	報酬額		旅費
		区分	金額 (円)				区分	金額 (円)	
1～59 省略				松前町議会議員の 議員報酬及び費用 弁償に関する条例 (昭和31年12月1 日公布)第5条第 2項の規定による 別表中、議員の職 にある者の旅費相 当額	1～59 省略			松前町議会議員の 議員報酬及び費用 弁償に関する条例 (昭和31年12月1 日公布)第5条第 2項の規定による 別表中、議員の職 にある者の旅費相 当額	
<u>60</u> 松前町小規模保育事業者選考委員会	<u>委員</u>	<u>日額</u>	<u>7,400</u>						
<u>61</u> 省略					<u>60</u> 省略				

(松前町執行機関の附属機関設置条例の一部改正)

第2条 松前町執行機関の附属機関設置条例(平成29年松前町条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前				
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)				
執行機関	附属機関	担任する事項	構成員の定数	執行機関	附属機関	担任する事項	構成員の定数	
町長	省略			町長	省略			
	松前町障害者基本計画等策定委員会	省略			松前町障害者基本計画等策定委員会	省略		
	<u>松前町小規模保育事業者選考委員会</u>	<u>小規模保育事業者の候補者の選考及び小規模保育事業者の募集方法についての意見の答申に関する事項</u>	<u>7人</u>					
	省略							
省略				省略				
省略				省略				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。